

第12編 土 木

土
木

土木事業の概要

安全で快適な生活を送る上で、都市施設は重要な役割を果たしている。

都市の道路は、人や車の交通機能だけでなく、日照・通風など生活環境機能、電気・通信・ガス・上下水道など各種ライフラインの収容機能、災害時の救助や物資輸送のための緊急輸送道路および延焼を遮断する防災機能などを有する、都市の諸活動を支える重要な基盤である。これらの道路を常に良好な状態に維持するため「中央区道路維持管理計画」（令和3年3月）に基づき、日々管理を行っている。

区では、地域の魅力を高める街路環境（シンボルロード）の整備や、人にやさしい歩行環境の整備によるバリアフリー化、低騒音舗装や遮熱性舗装などによる環境にやさしい道路の整備などを推進している。

また、防災性の向上を図るため「中央区無電柱化推進計画2024」（令和6年12月）や「中央区橋梁長寿命化修繕計画」（令和7年3月）に基づき、電線類の地中化や橋りょうの長寿命化を積極的に進めている。

さらに、公共事業の用地取得や民間による開発・土地売買などの基礎資料に資するとともに、災害時における復旧の迅速化を図るため、国土調査法に基づく地籍調査を段階的に実施している。

区内の交通機関はJRや地下鉄が高密度に整備されている他、バス路線網も都営バスの運行に加えて、中央区コミュニティバス「江戸バス」を運行するなど、公共交通の利便性を高めている。

また、都心部と臨海部を結ぶ基幹的交通システム東京BRTは、令和2年10月にプレ運行が開始されて以来、段階的に路線を拡大し、令和6年2月から、新たに選手村跡地である晴海五丁目と港区新橋を結ぶ「選手村ルート」の運行を開始した。加えて、さらなる交通需要への対応を目指し、東京BRTの東京駅方面延伸ルートの早期実現に向け、都や運行事業者と連携を図っていくとともに、「都心部・臨海地域地下鉄」の事業化に向けては、引き続き国や都に働きかけていく。

こうした中、臨海部における交通需要の増加への対応や、より一層のバリアフリー化の推進などを図るため、交通のあるべき姿や方向性、実施すべき施策などを示した「中央区総合交通計画2022」を令和4年3月に策定した。

交通事故防止に向けては「中央区交通安全計画」（令和3年9月）に基づく各種の取り組みに加え、違法駐車

の防止を図るため、重点地域に指定されている銀座地区で指導・啓発活動を行っている。また、平成29年の自転車活用推進法の施行を受け、適正な自転車利用や自転車利用環境の整備などを推進していくため、「中央区自転車活用推進計画」を令和6年3月に策定した。さらに、自動二輪車の違法駐車対策として、自動二輪車用の駐車場の整備を推進するなど、良好な道路交通環境の改善に努めている。

公園・緑地は、区民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場、大気汚染の改善やヒートアイランド現象の緩和、都市環境の向上、災害時の避難場所など、健康で安全な区民生活を営む上で重要な機能を有している。区では「中央区緑の基本計画」（平成31年3月）に基づき、大規模開発や公共用地などの活用による公園・児童遊園の確保や「中央区公園施設長寿命化計画」（令和4年1月）に基づき、老朽化が進んだ公園について地域のニーズに配慮しながら改修を行っている。さらには、公共施設の緑化や民間施設に対する緑化指導および緑化助成など積極的な緑化の推進に取り組んでいる。平成29年度に調査した区の緑被率は10.7%で、平成16年度の調査値9.1%に比べ1.6ポイント増加している。

また、令和3年7月に「銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想」を策定し、都や関係機関との連携により、銀座・築地周辺を結ぶみどりのプロムナードの創出を図るとともに、築地市場跡地の再開発、浜離宮恩賜庭園、隅田川に続く広域的な歩行者中心の水とみどりのネットワーク形成を推進している。こうした中、令和6年10月に中央区、首都高速道路（株）および（独法）日本高速道路保有・債務返済機構で基本協定を締結し、首都高速都心環状線の三吉橋から万年橋区間の蓋掛けに向け、三者で連携して進めている。

水辺については、平成18年4月に策定した「中央区水辺利用の活性化に関する方策」に基づき、都と連携したスーパー堤防など水辺空間の整備や、舟運などにぎわい創出としての日本橋船着場の運用など「水の都中央区」の復活に向けた取り組みを推進している。

また、令和5年7月には「中央区水辺環境の活用構想」を策定し、水辺に恵まれている本区の特徴を踏まえ、アクセスしやすい水辺、散策しやすい水辺、舟運により楽しめる水辺など、区民生活にゆとりと豊かさを加える水辺利用を積極的に推し進めている。

道路管理

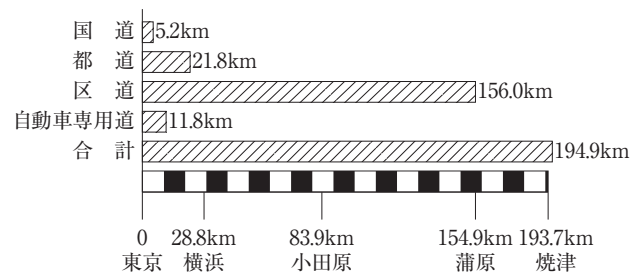
道路には、国や地方公共団体などが管理する公道と、私人が管理する私道とがあり、区が管理する公道は区道である。令和7年4月現在区内の自動車専用道路を含む道路延長は約194.9km、うち区道は約156.0kmで約80.1%を占める。また、区の道路率（区の全面積に対する道路面積の割合）は約30%で、これは23区の中で最も高い率となっている。なお、区の公道の舗装率は100%である。

道路所管別現況（令和7年4月1日現在）

地域別	種別		計	国 道	都 道	区 道
	延長	m				
計	延長	m	183,018	5,151	21,822	156,045
	面積	m ²	2,712,720	164,545	841,443	1,706,732
京 橋 地 域	延長	m	74,268	1,602	9,720	62,946
	面積	m ²	1,084,808	46,622	360,675	677,511
日本橋 地 域	延長	m	75,754	3,549	6,381	65,824
	面積	m ²	1,039,539	117,923	241,449	680,167
月 島 地 域	延長	m	32,996	0	5,721	27,275
	面積	m ²	588,373	0	239,319	349,054

（参考）自動車専用道路は、延長11,841m、面積325,910m²（令和6年度 特別区土木関係現況調書）

中央区における道路の所管別延長



◎内訳を四捨五入しているため、合計の値と一致しない。

区道愛称名の設定

区内の道路をより親しまれ、分かりやすくするため、区道に愛称名を設定し、併せて案内標識を設置している。

京橋地域 44路線

愛 称 名	設定年度	備 考
柳通り	昭和63年度	延長平成2年度
鈴らん通り	〃	
鍛冶橋通り	〃	
銀座桜通り	〃	
銀座柳通り	〃	
松屋通り	〃	
みゆき通り	〃	延長平成4年度
交詢社通り	〃	
花椿通り	〃	延長平成4年度
御門通り	〃	
銀座コリドー通り	〃	
数寄屋通り	〃	
ソニー通り	〃	
並木通り	〃	
西五番街通り	〃	
銀座鈴らん通り	〃	延長平成7年度・平成14年度
金春通り	〃	
あづま通り	〃	延長平成25年度
銀座マロニエ通り	平成元年度	
銀座三原通り	〃	
木挽町仲通り	〃	
演舞場通り	〃	
二八通り	〃	
平成通り	〃	
鉄砲洲通り	〃	
リバー通り	〃	
木挽町通り	〃	
信楽通り	平成2年度	
銀中通り	平成3年度	
中央市場通り	〃	
明正通り	〃	
銀座ガス灯通り	平成5年度	延長・変更平成15年度
泰明通り	平成11年度	
八重洲通り	平成14年度	
京橋宝通り	平成15年度	
聖ルカ通り	平成18年度	
波除通り	平成21年度	
銀座レンガ通り	〃	
見番通り	〃	
京橋大根河岸通り	平成24年度	
京橋竹河岸通り	〃	
居留地通り	平成25年度	
居留地中央通り	〃	
中橋狩野新道通り	令和6年度	

日本橋地域 48路線

愛 称 名	設定年度	備 考
日銀通り	昭和63年度	
八重洲仲通り	〃	
さくら通り	〃	
人形町通り	〃	
水天宮通り	〃	
大門通り	〃	
みどり通り	〃	
馬喰町横山町西通り	〃	
馬喰町横山町仲通り	〃	
馬喰町横山町東通り	〃	
横山町大通り	〃	
共栄会通り	〃	
東日本橋三丁目中央通り	〃	
織物中央通り	〃	
甘酒横丁	〃	
清杉通り	〃	
仲通り	〃	
柳橋通り	〃	
産業会館通り	〃	
すずらん通り	〃	
御幸通り	〃	
不動院通り	〃	
清洲橋通り	〃	
むろまち小路	平成元年度	延長・変更平成18年度
按針通り	〃	
八重洲北口通り	〃	延長平成4年度
とうかん堀通り	〃	
横山町馬喰町新道通り	〃	
両国郵便局通り	〃	
浜町河岸通り	〃	
浜町公園通り	〃	
明治座通り	〃	
えびす通り	平成3年度	
箱崎湊橋通り	平成4年度	
大伝馬本町通り	平成5年度	
金座通り	〃	
左衛門橋通り	平成7年度	
柳原通り	〃	
馬二仲通り	〃	
時の鐘通り	平成13年度	
江戸・もみじ通り	平成15年度	
養珠院通り	平成16年度	
江戸桜通り	平成17年度	
八日通り	平成23年度	
本銀通り	平成27年度	
本町通り	令和元年度	
箱崎北新堀通り	令和5年度	
末廣通り	〃	

月島地域 10路線

愛 称 名	設定年度	備 考
西仲通り	昭和63年度	延長平成元年度
東仲通り	〃	延長平成元年度・変更平成14年度
西河岸通り	平成元年度	
東河岸通り	〃	
佃仲通り	〃	
佃大通り	〃	
れいめい橋公園通り	平成2年度	
桜の散歩道	平成12年度	
さざなみ通り	〃	
トリトンブリッジ	〃	
合 計	102路線	

道路台帳

公共用物としての道路の戸籍に相当する道路台帳は、道路の現況を容易に把握し、日常の管理事務を円滑に遂行するために基本となるものである。

そのため、道路の管理・整備などの基礎資料として道路

台帳の整備を行うとともに、沿道の土地所有者をはじめ利害関係者など、広く一般の閲覧に供している。

また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に伴う道路の改廃および道路占用工事時における事故防止などに対処する必要から、継続して台帳の追加・修正を行っている。

地籍調査

公共事業などの用地取得や民間による開発、土地売買などの基礎資料に資するとともに、災害時における復旧の迅速化に資するため平成21年度から段階的に実施している。

道路占用

道路の占用は主として、電気・ガス・上下水道・電話・地下鉄などの施設であるが、これらは道路と一体となって都市の発展に寄与し、日常生活に欠くことのできないものである。

このため、その許可に当たっては、道路本来の機能を妨げないように合理的に調整を行っている。

また、路上の各種工作物・看板などは一般交通の支障にならない条件の下に占用を認めている。

なお、道路掘削を必要とする工事などについては、道路の保全および安全性を確保するために技術的審査を行っている。

道路占用許可状況（令和6年度）

種 別	件 数
計	4,206件
公益事業（電柱・ガス管・変圧塔など）	1,370
広告（袖看板・電柱広告など）	1,565
工事（足場・仮囲・構台など）	1,073
営業（日除・地下管路など）	183
露店（しめ飾りなど）	15

地域別道路掘削状況（令和6年度）

計	件 数	件	1,791
	面 積	m ²	18,595.20
京 橋 地 域	件 数	件	764
	面 積	m ²	9,096.86
日 本 橋 地 域	件 数	件	771
	面 積	m ²	6,412.50
月 島 地 域	件 数	件	256
	面 積	m ²	3,085.84

道路占用工事の調整

道路占用工事（公益事業者が実施する埋設工事）を計画的かつ合理的に行い、道路の保全および円滑な交通の確保ならびに事故を防止するため「中央区道路工事調整協議会」を設置し、工事の時期および順序などについて定期的に調整を行っている。

なお、道路の掘り返しを防止するため、路線整備後の一定期間内は掘削工事の抑制を指導している。

道路占用工事調整状況（令和6年度）

地下占用物件名	件数
計	2,197件
下 水 道	483
水 道	332
通 信	197
電 気	578
ガ ス	90
地 下 鉄	165
そ の 他	352

道路の監察

道路は、人や車の通行だけでなく、災害時の避難や緊急車両の通行などとしての役割を果たしている。

このため、道路管理者は、常に道路を良好な状態に保持し、安全で円滑な交通を確保する義務がある。

こうした観点から区内を巡回し、道路を損傷または汚損しているもの、道路上に看板や荷物などの物件を放置しているもの、許可なくまたは許可条件に違反して道路占用しているものなどに対し、交通に危険を及ぼす恐れがあることから、指導・取り締まりを実施している。

この他、区内警察署と合同で定期的にパトロールを実施し、道路使用の適正化にも努めている。

放置自転車対策

交通の安全および円滑な通行、災害時の防災活動の場を確保するため「中央区自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去、さらに放置防止のPR活動など各種の対策事業を行っている。

1 駐輪場

交通の安全や利用者の利便を図るため、銀座駅、東銀座駅、新富町駅、築地駅、築地市場駅、八丁堀駅、東京駅、水天宮前駅、浜町駅、茅場町駅、人形町駅、東日本橋駅、馬喰町駅、馬喰横山駅、日本橋駅、月島駅および勝どき駅周辺に22カ所5,388台の駐輪場を設置している。

平成27年4月から受益者負担に基づき駐輪場の定期利用での有料化を実施するとともに、平成28年1月から一部駐輪場において一時利用（有料）を開始した。

また、東京駅周辺の放置自転車対策として、平成27年3月から駅周辺の広幅員の歩道上に民設民営の一時利用駐輪場を整備している。

さらに、交通結節機能の強化を図るため、晴海五丁目ターミナルに民設民営の一時利用駐輪場を設置している。

利用料金

定期利用

		1カ月	3カ月	6カ月	12カ月
区民	一般	1,500円	4,000円	8,000円	16,000円
	学生	1,000	2,500	5,000	10,000
区民以外		2,000	5,500	11,000	22,000

一時利用

- ・最初の2時間は無料、以降8時間ごとに100円
- ・利用時間は72時間まで

区立駐輪場一覧

駐輪場名	所在地	収容台数	
		定期利用	一時利用
計	22カ所	4,078台	1,310台
八重洲二丁目地下	八重洲2-1-4先	-	290
銀座六丁目地下	銀座6-10-1先	300	100
入 船 橋	明石町1-34	134	50
築地市場駅地下	築地5-1-1先	466	50
備 前 橋 第 一	築地7-1-15	62	-
備 前 橋 第 二	築地7-5-14	84	-
備 前 橋 第 三	築地7-5-16	30	50
八 丁 堀 第 一	八丁堀4-5-14	90	70
八 丁 堀 第 二	八丁堀4-11-24	101	-
人形町一丁目	日本橋人形町1-12-11先	93	32
人 形 町 通 り	日本橋人形町1-14-8先他	137	-
人形町二丁目地下	日本橋人形町2-12-1	204	-
人形町三丁目	日本橋人形町3-8-1先	52	-
蛸 殻 町	日本橋蛸殻町2-1-1先	78	48
箱 崎 町	日本橋箱崎町24-2	80	-
清 杉 通 り	東日本橋2-1-3先他	111	48
浜町公園地下	日本橋浜町2-59-4	212	50
日本橋二丁目地下	日本橋2-10-8先	86	48
茅 場 町	日本橋茅場町2-17-13	46	54
月島駅前第一	月島2-1-1先	392	108
月 島 駅 地 下	月島2-10-3先	677	100
勝どき駅地下	勝どき1-9-4先	643	212

2 放置自転車の撤去など

新富町駅、築地駅、築地市場駅、八丁堀駅、東京駅、浜町駅、人形町駅、月島駅および勝どき駅周辺を放置禁止区域に指定し、禁止区域内の放置自転車の即日撤去を行っている。また、放置禁止区域外の道路などに長期間（5日間以上）放置されている自転車については、注意・警告を行い随時撤去している。平成27年4月1日から、撤去自転車に対する撤去・保管手数料（1台3,000円）の徴収を行っている。

さらに、放置自転車が多い駅周辺では（公社）中央区シルバー人材センターに委託し、放置自転車の整理などを行っている。実施駅は、銀座駅、東銀座駅、新富町駅、築地駅、京橋駅、宝町駅、築地市場駅、八丁堀駅、水天宮前駅、浜町駅、茅場町駅、人形町駅、東日本橋駅、馬喰横山駅、小伝馬町駅、日本橋駅、月島駅および勝どき駅の18駅である。

3 放置自転車リサイクル事業

区が撤去し一定期間保管後、引き取り手のない放置自転車を中央区放置自転車リサイクル事業協力の組合の協力により再生し、各協力店で販売している。

令和6年度 リサイクル実績 445台

屋外広告物

人の集まる市街地にはさまざまな屋外広告物が掲出されている。

こうした広告物は都市の活力・象徴ともいわれているが、その反面、都市の美観を損ねている場合も少なくない。

区では「東京都屋外広告物条例」に基づき、都市の美観

と風致を維持するとともに、公衆に対する危険を防止するため、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき屋外広告物の表示場所・方法および物件の設置、維持などに係る許可事務を取り扱っている。

屋外広告物許可状況（令和6年度）

種 別			件 数
計			1,205件
広 告	塔		49
広 告	板		647
広 告	幕		443
電 柱 ・ 標 識 利 用 広 告			6
車 体 利 用 広 告			49
そ の 他			11

区営駐車場

違法路上駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となるとともにまちの景観を悪化させるなど、さまざまな問題を引き起こしている。

このため、区では区営駐車場を設置しており、都市計画

駐車場2場を含む8場合で計740台を整備している。また、二輪車駐車場については、5場181台を整備している（区営二輪車駐車場現況については297頁参照）。

区営駐車場現況

駐 車 場 名		京橋プラザ駐 車 場	銀 座 地 下 駐 車 場 (都市計画)	築地川第二駐 車 場	築地川第三駐 車 場	人 形 町 駐 車 場	浜町公園地下駐 車 場 (都市計画)	月島駐車場	晴海一丁目駐 車 場
所 在 地		銀座一丁目25番3号	銀座七丁目17番12号先	築地七丁目5番15号	明石町1番32号	日本橋人形町一丁目1番17号	日本橋浜町二丁目59番4号	月島四丁目1番1号	晴海一丁目7番3号
供 用 開 始 日		平成11年7月1日	平成11年6月1日	平成元年4月1日	平成元年4月1日	平成8年5月1日	平成8年6月1日	昭和63年6月1日	平成13年6月1日
駐 車 可 能 台 数		125台	104台	108台	62台	47台	185台	73台	36台
(時間制)		(39台)	(51台)	(54台)	(31台)	(17台)	(93台)	(37台)	—
(定期制)		(86台)	(53台)	(54台)	(31台)	(30台)	(92台)	(36台)	(36台)
使 用 料	時 間 制 30分 ごと	200円	200円	200円	200円	200円	200円	150円	—
	1 泊 駐 車	1,400円	1,500円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,200円	—
	定 期 制 1 カ 月	機械式 40,000円	機械式45,000円 自走式50,000円	自走式 40,000円	自走式 40,000円	自走式 40,000円	自走式 40,000円	自走式 35,000円	自走式 33,000円

区営二輪車駐車場現況

駐 車 場 名		京 橋 プ ラ ザ 駐 車 場 内	銀 座 地 下 駐 車 場 内	浜 町 公 園 地 下 駐 車 場 内	備 前 橋 二 輪 車 駐 車 場	月 島 駅 前 二 輪 車 駐 車 場
所 在 地		銀座一丁目 25番3号	銀座七丁目 17番12号先	日本橋浜町二丁目 59番4号	築地七丁目 1番15号	月島二丁目 1番1号先
供 用 開 始 日		平成18年7月1日		平成19年8月1日		
駐 車 可 能 台 数		44台	30台	61台	20台	26台
(時間制)		(10台)	(9台)	(8台)	—	—
(定期制)		(34台)	(21台)	(53台)	(20台)	(26台)
使 用 料	時 間 制 1 時 間 ご と	100円	100円	100円	—	—
	1 泊 駐 車	300円	400円	300円	—	—
	定 期 制 1 カ 月	8,000円	10,000円	8,000円	8,000円	7,000円

届出駐車場

都市計画区域内において、一般公共の用に供する部分が500㎡以上の路外駐車場（時間貸駐車場）を設置する場合は「駐車場法」に基づく届け出が、また、その駐車場が他の施設の付属物や、建築物でない場合は「バリアフリー新法」に基づく特定路外駐車場としての届け出が必要となる。平成24年4月の法改正により、これらの届け出先が中央区長となっている。

駐車場の設置は出入り口付近の道路交通や住民の住環境

などに大きな影響を及ぼすため、届け出基準に該当する駐車場を設置する者は、駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項について届け出を行い、事前に審査を受けることが「駐車場法」で定められている。

令和6年度の受理件数は、設置届0件、設置変更届4件、管理規程届1件、管理規程一部変更届5件、休止届3件、廃止届1件、再開届1件で、区内の届出駐車場は113カ所である。

観光バス乗降所

区内を訪れる観光客の増加に伴い、観光バスの路上駐車が増え、観光客の乗降による歩道の混雑や交通渋滞、騒音などが問題となっている。

このため、観光バスの乗降所を整備し、交通の円滑化を図っている。

観光バス乗降所現況

乗降所名	所在地	停車台数
銀座六丁目バス乗降所	銀座六丁目10番1号先	4台
月島観光バス乗降所	月島一丁目3番1号先	2台

コミュニティバス

地域内・地域間を結ぶ公共交通を補完し、区内交通不便エリアの解消および公共施設の利便性向上を図るため、平成21年12月1日からコミュニティバス（江戸バス）を運行している。

平成23年1月8日には、人形町周辺へのアクセス改善な

どを図るため、北循環の一部ルート変更を実施した。

また、平成24年7月14日に湊・入船を運行ルートに加え、新富二丁目以南の乗り継ぎを可能にするとともに、土・日曜日、祝日・休日の銀座方面へのルート延伸を実施した。

さらに、令和6年4月15日に晴海地区の交通利便性の向上を図るためのルート拡大を実施した他、新川二丁目のバス停間の距離短縮による南北循環の乗り継ぎ利便性の向上と日本橋本石町周辺のバス停の位置変更とこれに伴う交差点付近の安全性改善を図るルート変更を実施した。

1 運賃

大人・子ども各100円

運賃無償対象者

未就学児

区内在住で、次のいずれかに該当する方（令和5年6月20日から実施）

- ・65歳以上の方
- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・妊娠婦などの方

◎乗車券1枚につき、妊婦の方または対象乳幼児（2歳到達月の末日までの子）の保護者の方1人に限り利用可能。

2 運行ルート（主な停留所）

(1) 北循環ルート

中央区役所～八丁堀駅～東京駅八重洲北口～新日本橋駅～日本橋保健センター～日本橋区民センター～

新川二丁目～中央区役所

(2) 南循環ルート

中央区役所（～三原橋～築地場外市場前）～聖路加国際病院～マイホーム新川～佃二丁目～月島区民センター～晴海区民センター～晴海五丁目ターミナル～勝どき駅～豊海町～勝どき橋西～入船三丁目～中央区役所

◎（ ）内は土・日曜日、祝日・休日のみ運行

3 運行時間（令和7年4月1日現在）

(1) 北循環

平日 午前7時5分～午後7時55分
土曜日 午前7時20分～午後7時50分
日曜日、祝日・休日 午前8時～午後7時50分

(2) 南循環

平日 午前6時54分～午後8時8分
土曜日 午前7時20分～午後8時9分
日曜日、祝日・休日 午前8時～午後8時9分

4 運行本数

平日 各ルート37本（20分間隔）
土曜日 各ルート36本（20分間隔）
日曜日、祝日・休日 各ルート34本（20分間隔）

道路の整備

道路を常に良好な状態に維持し、道路環境を保全するため、直営および請負の方式により道路の整備を行っている。

直営方式では、路面の破損や路面排水などの不良箇所の維持補修を職員により日常的に行っている。

請負方式では、路面の損傷の著しい路線から計画的に舗装などの改修工事を行うとともに、うるおいのあるまちづくりの一環として景観面にも配慮し、安全で快適な道路整備を進めている。

また、道路占用している各種ライフラインの更新などに伴い掘削された道路の復旧工事を行っている。

さらに道路および雨水ますの清掃を定期的に行っている。

道路整備実施状況（令和6年度）

種 別		地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
道路維持	直営施行		132㎡	53	59	20
	請負施行		1,566㎡	1,173	294	99
改修工事など	車道舗装		7,001㎡	0	5,446	1,555
	歩道舗装		2,776㎡	0	475	2,301
清 掃	一日当たりの延長		53.3km	26.2	17.2	9.9
	年間の延長		9,550km	4,606	3,141	1,803

私道整備の助成

一般交通の用に供されている私道を対象に生活環境の向上と一般交通の安全および円滑化を図ることを目的として、路面舗装、路面排水施設などの整備に対する助成を行っている。

助成対象

- 1 幅員1.2m以上で、公道と公道を連絡している私道（助成は100%）
- 2 幅員1.8m以上、延長20m以上の行き止まりで、一方を公道に連絡している私道（助成は90%）

3 助成を受けて整備した私道で、経年のため破損が著しく、一般交通の支障となっている私道（助成は100%）

私道整備助成の実施状況（令和6年度）

種 別 \ 地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
延 長	127m	0	114	13
面 積	329㎡	0	292	37

電線共同溝の整備

災害に強い都市基盤の整備と安全で円滑な道路交通の確保、都市景観の向上のため、電線類を地中化する電線共同溝の整備を行っている。令和7年4月1日現在の区内における無電柱化率は47.2%（国道100%、都道100%、区道

37.9%）で、23区の中で最も高い率となっている。
令和7年度は晴海一丁目2番先において整備を予定している。

電線共同溝整備現況（令和6年度）

地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
整備延長	10,260m	3,410	4,950	1,900

橋りょうの整備

区が管理する橋りょうは、関東大震災からの復興や1964年の東京オリンピックを契機として整備されたものが多く、長期にわたる供用により、老朽化が進行し、耐荷力の低下などが懸念されている。
このため、随時目視による点検や定期的な健全度調査を実施するとともに「中央区橋梁^{きょうりょう}長寿命化修繕計画」（平成22年3月策定、令和7年3月第3回改定）に基づき、橋面舗装や塗装など予防保全的な修繕や計画的な架け替えを実施している。

橋りょう耐震補強整備現況
（補強が必要とされたもののうち、完了した数）

区道地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
整備済み橋りょう	18橋	11	5	2

橋りょう現況（全数）

種 別 \ 地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
計	76橋（5）	25	24（1）	27（4）
国 道	3	0	3	0
都 道	37	9	11	17
区 道	33（4）	16	7	10（4）
その他の区道	3（1）	0	3（1）	0

◎その他の区道とは、区境にある千代田区管理橋りょうを指す。
◎区境にある都建設局千代田工区・港工区、都市整備局の管理橋りょうを含む。
◎（ ）内は歩行者専用橋の数（内数）

主要橋りょう現況

橋名		架設河川名	路線名	橋種	橋長	有効幅員	橋面積	しゅん 竣年	こう 工月	備考
京 橋 地 域	永代橋	隅田川	都道（主要地方道10号）	鋼橋	184.7m	25.0m	4,729.3㎡	大15. 1		
	勝鬨橋	〃	〃（〃304号）	〃	246.0	22.0	6,469.8	昭15. 6		
	佃大橋	〃	〃（特例都道473号）	〃	220.0	25.4	5,720.0	昭39. 8		本橋
	〃	〃	〃（〃）	〃	256.3	30.1	7,443.8	昭39. 4		取付
	中央大橋	〃	〃（〃463号）	〃	210.7	24.0	5,267.5	平6. 1		
	三吉橋	（旧築地川）	特別区道中京第404号	〃	82.6	15.0	1,366.0	昭4. 12		
	南高橋	亀島川	〃中京第416号	〃	63.1	11.0	694.1	昭7. 3		
	日本橋	日本橋川	国道1号	石橋	49.1	27.3	1,338.9	明44. 3		
	両国橋	隅田川	〃14号	鋼橋	165.5	23.9	3,957.8	昭7. 11		
	浅草橋	神田川	〃6号	〃	35.8	33.0	1,181.9	昭5. 1		
本 橋 地 域	新大橋	隅田川	都道（主要地方道50号）	〃	170.0	24.0	5,185.0	昭51. 11		
	清洲橋	〃	〃（特例都道474号）	〃	186.2	22.0	4,824.6	昭3. 3		
	隅田川大橋	〃	〃（〃475号）	〃	210.3	27.5	6,309.0	昭54. 11		本橋
	〃	〃	〃（〃）	混合橋	181.4	14.0	2,902.7	昭51. 3		取付
	一石橋 （上・下）	日本橋川	〃（〃405号）	鋼橋	50.2～ 60.8	14.0～ 16.5	1,779.3	平13. 7 昭48. 3		上り 下り
	柳橋	神田川	特別区道中台第1号	〃	38.0	11.0	433.2	昭4. 7		
	鎧橋	日本橋川	〃中日第7号	〃	56.7	19.0	1,077.3	昭32. 7		
	豊海橋	〃	〃中日第58号	〃	46.3	8.0	373.0	昭2. 9		
	相生橋	隅田川	都道（特例都道463号）	〃	149.1	31.0	5,486.9	平12. 3		
	黎明橋	朝潮運河	〃（主要地方道304号）	〃	88.2	35.0	3,245.8	昭54. 3		
月 島 地 域	晴海大橋 （上・下）	春海運河	〃（〃）	〃	580.0	15.0	19,059.0	平19. 3		
	朝潮橋	朝潮運河	特別区道中月第803号	〃	86.0	12.3	1,057.8	昭54. 11		
	朝潮大橋	〃	都道（特例都道473号）	〃	240.0	30.0	8,472.0	平元. 11		
	春海橋 （上・下）	春海運河	〃（主要地方道304号）	〃	172.8	16.75 9.75	3,049.9 1,857.6	昭60. 3 昭48. 3		上段（上り） 下段（下り）
	〃 （下り高架）	〃	〃（〃）	〃	453.9	7.0	3,858.2	昭49. 3		

交通安全

交通安全対策

令和6年、区内の交通事故発生件数は697件であった。

交通事故を減少させ、安全で快適な交通社会を実現するため、区では交通安全対策を重点施策の一つに取り上げ、区内各警察署をはじめ、関係機関・団体との積極的な協力の下、交通安全意識の普及・啓発に重点を置いた参加・体験型の交通安全活動を展開するとともに、交通安全施設の充実を図っている。

また、交通渋滞および交通事故の原因となっている違法駐車対策については、平成15年9月から「中央区違法駐車等の防止に関する条例」を施行し、違法駐車防止の指導・

啓発活動に取り組んでおり、違法駐車等防止重点地域に定めた銀座地区では、指導員による指導を実施した。（令和6年度は33回）

中央区交通安全対策協議会

区内行政機関および団体が協力体制を確立し、強力かつ効果的な区民運動を推進するために設置された協議会で、区長を会長とし、区議会議員・交通安全協会・町会・PTAの代表者および国・都・区・警察署・消防署などの交通安全対策に関係する行政機関の職員によって構成されている。

中央区交通安全計画

「第11次中央区交通安全計画」(令和3年度～令和7年度)に基づき「令和7年度中央区交通安全実施計画」を策定し、関係機関などが実施する具体的施策を示すことにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

また、交通安全意識の普及・啓発を図り、正しい交通秩序を確立するため「中央区交通安全運動基本要綱」に基づき、春・秋の交通安全運動をはじめ、各種運動を展開している。

1 春・秋・年末の運動

「春の中央区交通安全運動」

「秋の中央区交通安全運動」

「TOKYO 交通安全キャンペーン」

2 月例運動

「中央区交通安全日」

3 特別運動

対象および時期などを特定して行う運動とし、名称はその都度定める。

交通事故発生状況

区分 地域別		発生件数	死者数	負傷者数
全 国	令和6年	290,895件	2,663人	344,395人
	令和5年	307,930	2,678	365,595
	増減数	△17,035	△15	△21,200
	増減率	△5.5%	△0.6%	△5.8%
東 京 都	令和6年	30,103	146	33,251
	令和5年	31,385	136	34,870
	増減数	△1,282	10	△1,619
	増減率	△4.1%	7.4%	△4.6%
中 央 区	令和6年	697	2	782
	令和5年	716	1	788
	増減数	△19	1	△6
	増減率	△2.7%	100%	△0.8%

[各年1月～12月]

交通安全施設

令和6年中の区内における交通事故は、件数が697件、死者が2人、負傷者が782人となっており、交通規制、交通安全教育、交通安全施設の整備などの交通安全対策を推進することが重要である。

このため、事故が多発している路線や通学路を点検し、交通管理者である警察署と十分な協議を行い、交通安全施設の整備を積極的に推進するなど、交通事故防止に努めている。

TS マーク取得費用助成

TS マークは自転車安全整備士が点検・整備を行い、安全な自転車であることを確認した証しとして貼付されるマークで、1年間有効な賠償責任保険・傷害保険が付帯さ

れる。

区では、自転車利用における安全意識の向上および交通事故の防止を図るため、平成28年8月1日からTS マーク取得に係る経費の助成を行っている。

助成内容

区民が区内の自転車安全整備店においてTS マークを取得した場合、加入者本人に一律1,000円を助成する。

歩道の新設・拡幅

歩車道が分離されていない道路では、人と車が混在して交通事故の危険性があるため、歩道の設置を推進しており、幅員11m以上の道路は、ほとんどの路線が設置済みである。また、幅員11m未満の道路においても、通学路をはじめ必要性の高い路線は、警察署や関係機関と調整の上、歩道の新設を行っていく他、歩道幅員が狭い路線については、歩行者、自転車利用者などの利便と安全を確保するため、交通量などを勘案しながら、歩道の拡幅を計画的に実施している。

歩道設置現況 (令和6年4月1日現在)

区分 道路部幅員	道路延長	歩道設置済み道路延長			
		計	両側	片側	側
計	156,046m	77,792m	65,492	12,300	
11 m 以上	66,476	65,734	62,375	3,360	
11 m 未満	89,570	12,058	3,117	8,940	

◎内訳を四捨五入しているため、合計の値と一致しない。

歩道新設・拡幅実施状況 (令和6年度)

地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
整備延長	520m	0	100	420

街路照明の整備

夜間における交通の安全を確保するとともに、防犯を目的に、都市景観の調和に配慮しながら街路照明の整備を行っている。

街路灯整備現況

種別 地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
計	6,613基	2,623基	2,799基	1,191基
L E D 灯	5,463	2,171	2,198	1,094
水銀灯	314	153	91	70
ナトリウム灯	64	0	55	9
メタルハライド灯	763	290	455	18
蛍光灯	9	9	0	0

安全施設の設置

歩行者の安全確保や車両の路外逸脱などの発生を防止するため、道路に防護柵などを設置している。また、安全かつ円滑な交通の確保を図るため、区画線・車道外側線・中

中央分離帯を設置するとともに、生活道路の交通事故防止対策として道路反射鏡・ストップマーク・滑り止め舗装などを設置している。

さらに、児童生徒の通学時における交通の安全を確保するため通学路標識およびスクールゾーン標示を、また視覚障害者の歩行の安全を確保するため視覚障害者誘導用ブロックなどを設置している。

防犯灯整備の助成

安全で快適な私道を確保することにより、住民の生活環境の向上に寄与することを目的に防犯灯の整備助成を行っている。助成方法は、区が防犯灯の整備工事を受託し施工する。

助成対象

- 1 幅員1.2m 以上で、公道と公道を連絡している私道（助成は100％）
- 2 幅員1.8m 以上、延長20m 以上の行き止まりで、一方を公道に連絡している私道および区長が特に必要と認め

る私道（助成は90％）

防犯灯助成状況（令和6年度）

地域別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
助成基数	12基 (LED)	1	4	7

安全施設の設置状況（令和6年度）

種 別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
防 護 柵	41,232m	15,127	13,162	12,943
ボ ラード※	3,392本	1,269	1,485	638
道 路 反 射 鏡	318基	122	127	69
通 学 路 標 識	396基	177	115	104
視覚障害者誘導用ブロック	3,374カ所	1,393	1,498	483

※歩道に設置している車止め

横断歩道橋現況（階段部除く）

橋 名			路 線 名	位 置	橋長	有効幅員	橋面積
京 橋 地 区 域	宝 町歩道橋	都道（主要地方道316号）	京橋 2 - 9 ~ 2 - 16	39.6m	3.0m	134.7㎡	
	銀 座 一 〃	〃	銀座 1 - 14 ~ 1 - 20	37.2	3.0	126.6	
	昭 和 通 り 銀 座 〃	〃	銀座 7 - 14 ~ 8 - 13	147.1	4.0	682.7	
	銀 座 東 八 丁 〃	〃	銀座 8 - 13 ~ 8 - 15	112.1	1.5	190.5	
	立 二 中 〃	〃（特例都道473号）	入船 3 - 10 ~ 明石町 1	30.0	1.5	57.0	
	築 地 〃	〃（主要地方道50号）	築地 2 - 13 ~ 3 - 15	27.4	1.5	52.0	
	新 川 一 丁 目 〃	〃（ 〃 10号）	新川 1 - 17 ~ 1 - 16	26.4	1.5	50.1	
日 本 橋 地 域	本 町歩道橋	国 道 4 号	日本橋本町 4 - 5 ~ 4 - 12	43.5	2.3	97.9	
	日 本 橋 中 学 校 前 〃	特別区道中目第 6 号	東日本橋 1 - 10先	25.4	2.0	50.8	
	久 松 〃	〃 第 3 号	日本橋久松町12~東日本橋 1 - 1	26.4	1.5	39.6	
	江 戸 橋 南 詰 〃	都道（主要地方道316号）	日本橋 1 - 10 ~ 1 - 18	41.6	1.5	83.2	
	江 戸 橋 〃	〃	日本橋 2 - 11 ~ 2 - 12	36.9	3.0	125.3	
	蛸 殻 町 〃	特別区道中目第251号	日本橋蛸殻町 2 - 1 ~ 日本橋箱崎町42	21.5	2.3	49.4	
月 島 地 域	晴 海 一 丁 目歩道橋	都道（主要地方道304号）	晴海 1 - 4 ~ 2 - 1	72.4	1.5	144.5	
	な か よ し 〃	特別区道中目第807号	晴海 1 - 7 ~ 1 - 6	21.9	3.0	83.2	
	ふ れ あ い 〃	〃 第810号	晴海 1 - 8 ~ 1 - 7	26.4	3.0	100.3	
	さ ん な み 〃	〃	晴海 1 - 8 ~ 1 - 6	26.3	3.1	92.0	
	晴 海 〃	都道（主要地方道304号）	晴海 1 - 8 ~ 3 - 2	42.3	1.5	80.5	
	晴 海 三 丁 目 〃	〃	〃	50.0	2.0	130.0	

地下横断歩道などの現況

名 称		路 線 名	位 置	延長	有効幅員	面積
京橋地域	銀座地下歩道	都道（主要地方道304号）	銀座四丁目地内	165.0m	9.0m	1,485.0㎡
日本橋地域	本 町地下道	都道（主要地方道316号）	日本橋本町二丁目地内	74.7m	3.0m	224.1㎡
	あやめ 〃	〃（特例都道474号）	日本橋浜町三丁目地内	43.2	3.1	133.9
	浅草橋地下横断歩道	国 道 6 号	日本橋馬喰町一・二丁目地内	273.2	4.0	1,092.8
	日本橋室町二丁目地下歩道	国 道 4 号	日本橋横山町	107.5	5.2	559.4
	日本橋室町一丁目地下歩道	〃	日本橋室町二丁目地内	198.0	7.3	1,445.3
	日本橋地下歩道	〃	日本橋室町一丁目地内	97.0	5.0～6.2	497.0
	日本橋室町一・二丁目地下歩道	〃	日本橋室町三丁目地内	90.0	4.9～10.7	738.9
	日本橋室町三丁目地下歩道	〃	日本橋室町三丁目地内	68.6	7.0～9.0	569.5
	〃	〃	〃	33.6	4.5	151.2
〃	〃	〃	21.8	6.3	98.1	

公園・緑地

公園や緑地は人々に安らぎを与えるとともに、児童の遊びや青少年の運動、情操教育の場である。また、都市環境の改善や生き物の生息環境、火災・地震などの災害時の避難場所としての機能も有している。このように、公園や緑地は人々が健康で安全な生活を営む上で、欠くことのできない重要な施設である。

区では、花と緑に囲まれた美しいまちづくりを目指し「花の都中央区宣言」(平成元年)や「中央区緑の基本計画」(平成31年3月)に基づき、区民と行政が丸一となつて積極的な緑化推進に取り組んでいる。平成29年度に調査した区の緑被率は10.7%で、平成16年度の調査値9.1%に比べ1.6ポイント増加している。

公園の整備については、開発事業や都によるスーパー堤防事業および朝潮運河の護岸整備事業などと連携して新設整備を進めるとともに、老朽化が進んだ公園は地域特性やニーズに配慮した改修を行うなど、機能の更新を図ってい

る。また、公園などのまとまった緑の拠点と街路樹や河川・運河沿いの緑を結ぶことで、水とみどりのネットワークを形成している。都市機能が集中し、土地の確保が難しい本区では、建物の屋上や壁面の緑化整備・拡充も積極的に進めており、民間施設については「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」(平成24年)に基づき緑化の指導を行うとともに、整備に対する助成により支援を行っている。また、「中央区グリーンインフラガイドライン」(令和4年3月)を策定し、区のみならずさまざまな立場の方々が、緑地や水辺の創出・維持管理において、水と緑が持つ多様な機能を活用することを推進している。公園や花壇の維持管理については、区民・事業者・地域と区のパートナーシップの構築も不可欠である。「中央区緑のアダプト活動実施要綱」(平成22年)により、区民や事業者などボランティアによる花壇の維持管理などの緑化活動、地域による公園清掃や見守りなど自主管理活動を促進している。

区立公園現況

公園名	区 分	所 在 地	面 積	公園名	区 分	所 在 地	面 積
合 計		58カ所	347,327.45㎡	堀 留 児 童 公 園		日本橋堀留町1-1-16	4,096.59
京 橋 地 域		計 24カ所	77,614.57㎡	久 松 児 童 〃		日本橋富沢町16-6	3,617.54
楓川久安橋公園		京 橋 1-19-13先	1,530.45	蛸 殻 町 〃		日本橋蛸殻町2-10-6	5,902.88
水 谷 橋 〃		銀 座 1-12-6	612.72	箱崎川第一 〃		日本橋箱崎町2-1	1,483.90
京 橋 〃		銀 座 1-25-2	2,193.68	箱崎川第二 〃		日本橋箱崎町3-1	3,169.02
数 寄 屋 橋 〃		銀 座 4-1-2 5-1-1	4,363.31	箱 崎 〃		日本橋箱崎町18-18	2,435.50
築地川采女橋 〃		銀 座 6-18-1	816.95	千 代 田 〃		東日本橋1-10-2	2,182.90
楓川新富橋 〃		新 富 2-1-14先	581.81	浜 町 〃		日本橋浜 町2-59-1	47,452.83
桜 川 〃		入 船 1-1-1	5,113.54	あやめ第二 〃		日本橋中 洲13-1	3,512.15
桜川屋上 〃		湊 1-1-2	2,702.80	中 洲 〃		日本橋中 洲13-13先	2,494.25
鉄砲洲児童 〃		湊 1-5-1	2,963.53	あやめ第一 〃		日本橋中 洲14-1	2,443.00
湊 〃		湊 2-16-21	1,600.98	楓川新場橋 〃		日本橋兜 町11-15先 18-14	132.23
明 石 児 童 〃		明石町6-5	1,185.12	坂 本 町 〃		日本橋兜 町15-3	5,192.46
明石町河岸 〃		明石町8先	4,071.43	月 島 地 域		計 18カ所	181,678.78㎡
築地川亀井橋 〃		築 地 1-6-1先	1,768.59	佃 公 園		佃 1-11-4	24,080.54
築地川祝橋 〃		築 地 1-11-13先	1,441.32	石 川 島 〃		佃 2-1-5	32,700.20
築地川銀座 〃		築 地 1-13-20先	2,301.45	わ た し 〃		月 島 3-24-11	350.06
築 地 川 〃		明石町10-2	14,066.58	月島第一児童 〃		月 島 4-2-1	3,768.59
市 場 橋 〃		築 地 4-15-2	1,854.48	月島第二児童 〃		勝どき1-9-8	5,189.30
築地川千代橋 〃		築 地 5-1-1先	1,915.91	勝どき五丁目親水 〃		勝どき5-2-19先	2,126.34
は と ば 〃		築 地 6-19-24	1,966.78	勝どき見晴らし 〃		勝どき5-7先	1,774.22
あ か つ き 〃		築 地 7-19-1	12,174.07	勝どき六丁目親水 〃		勝どき6-2先	669.75
楓 川 宝 橋 〃		八丁堀 2-1-12先 3-1-20	960.56	豊 海 児 童 〃		勝どき6-6-6	1,133.19
楓川弾正橋 〃		八丁堀 3-2 4-1-12先	990.57	豊 海 運 動 〃		豊海町3-19	15,804.55
越前堀児童 〃		新 川 1-12-1	3,060.23	新 月 島 〃		晴 海 1-3-29	18,949.13
新 川 〃		新 川 1-31-1	7,377.71	晴 海 第二 〃		晴 海 1-6-3	3,105.71
日 本 橋 地 域		計 16カ所	88,034.10㎡	晴 海 第一 〃		晴 海 1-7-3	4,117.73
常 盤 公 園		日本橋本石町4-4-3	1,420.35	晴 海 第三 〃		晴 海 1-8-14	1,200.02
地 蔵 橋 〃		日本橋本 町4-5-11	414.24	黎 明 橋 〃		晴 海 3-1-6	7,103.16
十 思 〃		日本橋小伝馬町5-2	2,084.26	佃 三 丁 目 〃		佃 3-11-4先	1,876.59
				朝潮運河親水 〃		晴 海 3-6-7先	19,185.04
				晴 海 臨 海 〃		晴 海 2-4-27	38,544.66

区立児童遊園現況

児童遊園名	区 分	所 在 地	面 積	児童遊園名	区 分	所 在 地	面 積
合 計		31カ所	10,844.17㎡	茅 場 橋 北児童遊園		日本橋小網町 $\frac{1}{8}-\frac{1}{5}$ 先	652.25
京 橋 地 域		計 14カ所	2,544.42㎡	小 網 町	〃	日本橋小網町 9 - 1 先	1,065.02
紺 屋 橋児童遊園		八重洲 2 - 11 - 9	110.62	左衛門橋南東	〃	日本橋馬喰町 2 - 7 - 16	113.00
弾正橋北西	〃	京 橋 2 - 18 - 1 先	132.00	両 国 橋 際	〃	東日本橋 2 - 25 - 8 先	505.37
新 金 橋	〃	新 富 1 - 1 - 9	336.90	初 音 森	〃	東日本橋 2 - 27 - 9	195.43
桜 橋 南 西	〃	新 富 1 - 2 - 9	80.00	東 日 本 橋	〃	東日本橋 3 - 11 - 3	112.72
桜 橋 南 東	〃	新 富 1 - 13 - 27	90.67	茅 場 橋 南	〃	日本橋茅場町 $\frac{1}{1}-\frac{1}{14}-\frac{1}{14}$	642.41
南高橋南西	〃	湊 1 - 14 - 2	99.50	新亀島橋北西	〃	日本橋茅場町 2 - 17 - 1	80.47
湊 町 第 一	〃	湊 2 - 16 - 16	156.00	新亀島橋南西	〃	日本橋茅場町 3 - 13 - 8	107.00
湊 町 第 二	〃	湊 3 - 18 - 18	185.04	月 島 地 域		計 6カ所	4,427.84㎡
西 八 丁 堀	〃	八丁堀 3 - 1 - 4	271.30	佃 三 丁 目児童遊園		佃 3 - 6 - 8	581.27
弾正橋北東	〃	八丁堀 3 - 2 - 4	83.00	月島一丁目	〃	月 島 1 - 15 - 1 先	289.30
中ノ橋北東	〃	八丁堀 4 - 11 - 24	388.00	月島二丁目	〃	月 島 2 - 1 - 9 先	558.74
霊 岸 橋	〃	新 川 1 - 1 - 9	194.55	月島駅前	〃	月 島 2 - 8 - 11	942.12
高 橋 北 東	〃	新 川 2 - 9 - 13	223.00	月島三丁目	〃	月 島 3 - 1 - 1 先	1,710.41
高 橋 南 東	〃	新 川 2 - 20 - 1	193.84	勝どき二丁目	〃	勝どき 2 - 1 - 8 先	346.00
日 本 橋 地 域		計 11カ所	3,871.91㎡				
地藏橋南東児童遊園		日本橋本町 4 - 12 - 20	236.10				
龍 閑	〃	日本橋小伝馬町 19 - 4	162.14				

緑地帯現況

地域別	計		京 橋 地 域		日 本 橋 地 域		月 島 地 域	
	設置数	面 積	設置数	面 積	設置数	面 積	設置数	面 積
緑地帯	214カ所	74,050.2㎡	107カ所	28,670㎡	65カ所	23,895.6㎡	42カ所	21,484.6㎡

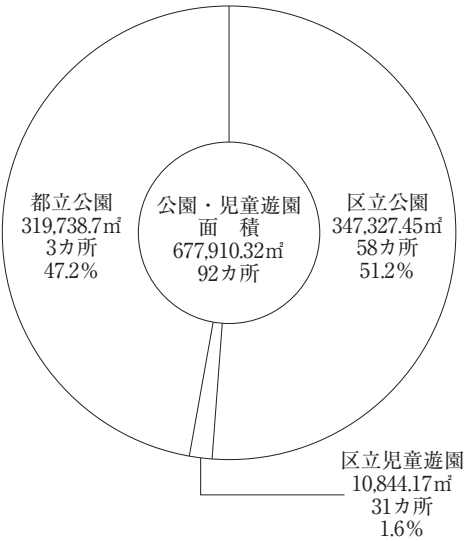
◎浜町川緑道4,110.8㎡、月島川みどりの散歩道4,681.0㎡、箱崎河岸緑道4,389.0㎡、隅田川月島緑道2,261.7㎡、浜町河岸緑道2,991.6㎡を含む。

区民 1 人当たり公園面積 （児童遊園を含む）

中 央 区	3.59㎡
東 京 23 区	4.35㎡

令和 7 年 4 月 1 日現在人口188,694人
◎東京23区は、令和 6 年 4 月 1 日現在

公園、児童遊園の施設数と面積の割合



街路樹植栽箇所数の現況（令和7年4月1日）

種 別	計	京 橋 地 域	日本橋 地 域	月 島 地 域
計	7,140本	3,199本	2,671本	1,270本
サ ク ラ	862	116	520	226
イ チ ヨ ウ	686	382	238	66
ヤ ナ ギ	601	369	182	50
スズカケノキ	597	245	352	0
ハ ナ ミ ズ キ	502	287	167	48
ト ウ カ エ デ	482	253	127	102
サル ス ベ リ	466	293	148	25
ヤ マ ボ ウ シ	347	66	230	51
ク ス ノ キ	340	0	21	319
シ ナ ノ キ	233	233	0	0
ア オ ギ リ	225	210	15	0
ユ リ ノ キ	222	121	101	0
モ ミ ジ バ フ ウ	176	27	149	0
タ ブ ノ キ	144	1	0	143
ケ ヤ キ	141	0	100	41
コ ブ シ	135	105	17	13
モ ミ ジ	131	85	46	0
シ ラ カ シ	108	30	23	55
カ ツ ラ	107	17	90	0
シ デ コ ブ シ	106	106	0	0
ナンキンハゼ	97	0	97	0
ヒ ト ツ バ タ ゴ	85	85	0	0
ト チ ノ キ	76	76	0	0
ソ ヨ ゴ	52	8	0	44
エ ン ジ ュ	37	36	1	0
ヤ マ モ モ	37	0	21	16
ハ ナ モ モ	35	35	0	0
ク ロ ガ ネ モ チ	27	0	0	27
ホ ル ト ノ キ	25	0	0	25
シ マ ト ネ リ コ	18	0	0	18
ア ラ カ シ	14	0	14	0
シャラノキ	9	0	9	0
イズモツバキ	8	8	0	0
ポ プ ラ	6	5	0	1
モ チ ノ キ	2	0	2	0
モ ッ コ ク	1	0	1	0

誕生記念植樹

平成元年度から、21世紀を担う新生児誕生のお祝いと緑化意識の高揚のため、公園などに記念植樹を実施している。令和6年度の対象となる新生児1,957人のうち、応募者は1,273人であった。

花と苗木の即売会

緑の普及、啓発を図るため、草花や苗木の即売会を実施している。即売会では、堆肥の無料配布の他、緑の相談コーナーを開設し、園芸相談に応じている。また、区民から回収した園芸用土を再生した土も配布している。即売会は年間2回（5月、10月）、各2会場で実施している。

民間施設の緑化促進

区内の緑を増やすため、民間施設における接道部や屋上・壁面などの緑化および既存樹木の保護育成に対し、費用の一部を助成している。

民間緑化助成一覧

助成区分			助 成 金 額	
緑 化 事 業	接道部緑化		20,000円/㎡を限度として、住宅系建築物は要した経費の2/3、非住宅系建築物は1/2	
	接道部以外の地上部緑化		10,000円/㎡を限度として、住宅系建築物は要した経費の2/3、非住宅系建築物は1/2	
	屋上等緑化	屋上・ベランダ	30,000円/㎡を限度として、住宅系建築物は要した経費の2/3、非住宅系建築物は1/2	
		壁面	5,000円/㎡を限度として、住宅系建築物は要した経費の2/3、非住宅系建築物は1/2	
保 護 育 成	樹木		10,000円/本、年間100,000円を限度	

※中央区二酸化炭素排出抑制システム実施要綱に定める取り組みを行っている者は、助成金額に5%を上乗せする。

公衆便所

公衆便所は1日2回（銀座地区など8カ所については3回）清掃を行い、清潔な状態を保つよう努めている。

また、高齢者や障害者などへの配慮や周辺環境との調和も踏まえ、老朽化の著しい箇所から順次改築し、バリアフリー化するとともに、災害時にも使用できるようピットの設置を進めている。

公衆便所の現況

京橋地域（28カ所）

名 称	場 所
新京橋際	京 橋 3 - 11 - 8
京橋際	銀 座 1 - 2 - 4
水谷橋公園内	〃 1 - 12 - 6
元豊玉橋際	〃 2 - 9 - 10
亀井橋際	〃 2 - 16 - 8 先
数寄屋橋公園内	〃 5 - 1 - 1
元木挽橋際	〃 6 - 13 - 2
出雲橋際	〃 7 - 12 - 9
元八通八橋際	〃 8 - 11 - 8 先
桜川公園内	入 船 1 - 1 - 1
鉄砲洲児童公園内	湊 1 - 5 - 1
佃大橋西詰	明石町 6 - 9 先
築地川公園内	〃 10 - 2
築地二丁目	築 地 2 - 13 - 7
中央市場脇	〃 5 - 2 - 1
門跡橋東	〃 6 - 1 - 11
はとば公園内	〃 6 - 19 - 24
勝鬨橋西詰	〃 6 - 20 - 10
元備前橋際	〃 7 - 5 - 16
元南明橋際	〃 7 - 19 - 1
久安橋際	八丁堀 2 - 1 - 1
湊橋際	新 川 1 - 1 - 1
霊岸橋際	〃 1 - 3 - 1
越前堀児童公園内	〃 1 - 12 - 1
東新川橋際	〃 1 - 25 - 9
新川公園内	〃 1 - 31 - 1
亀島橋際	〃 2 - 9 - 1
高橋際	〃 2 - 9 - 13

日本橋地域（26カ所）

名 称	場 所
常盤公園内	日本橋本石町 4 - 4 - 3
江戸桜通り地下	〃 室 町 1 - 5 - 7
日本橋際	〃 〃 1 - 8 - 1 先
江戸橋際	〃 本 町 1 - 10 - 1 先
堀留児童公園内	〃 堀留町 1 - 1 - 16
十思公園内	〃 小伝馬町 5 - 2
鍬橋際	〃 小網町 8 - 1 先
小網町二丁目	〃 〃 9 - 1 先
蛸殻町公園内	〃 蛸殻町 2 - 10 - 6
箱崎川第二公園内	〃 箱崎町 3 - 1
箱崎公園内	〃 〃 18 - 18
隅田川大橋際	〃 〃 19 - 35 先
箱崎町	〃 〃 22 - 7
左衛門橋際	〃 馬喰町 2 - 7 - 17
千代田公園内	東日本橋 1 - 10 - 2
久松児童公園内	日本橋久松町 1 - 1
浜町公園内西側	〃 浜 町 2 - 59 - 1
浜町公園内南側	〃 〃 2 - 59 - 1
菖蒲橋際	〃 〃 3 - 17 - 9
あやめ第一公園内	〃 中 洲 14 - 1
西河岸橋際	八重洲 1 - 1 - 1 先
海運橋際	日本橋 1 - 21 - 7 先
茅場橋際	〃 茅場町 1 - 14 - 15
新亀島橋際	〃 〃 2 - 17 - 1
坂本町公園内	〃 兜 町 15 - 2
新場橋際	〃 〃 18 - 1

月島地域（18カ所）

名 称	場 所
佃渡跡	佃 1 - 3 - 14 先
佃小橋際	〃 1 - 10 - 11
佃公園内	〃 1 - 11 - 4
石川島公園内	〃 2 - 1 - 5
相生橋際	〃 2 - 2 - 1
元新月橋際	月 島 1 - 2 - 9
わたし公園内	〃 3 - 24 - 11
西仲橋際	〃 3 - 31 - 1
月島第一児童公園内	〃 4 - 2 - 1
月島第二児童公園内	勝どき 1 - 9 - 8
勝どき四丁目	〃 4 - 13 - 9
豊海児童公園内	〃 6 - 6 - 6
豊海運動公園内	豊海町 3 - 19
新月島公園内	晴 海 1 - 3 - 29
晴海第一公園内	〃 1 - 7 - 3
晴海臨海公園内	〃 2 - 4 - 27
黎明橋公園内	〃 3 - 1 - 6
晴海五丁目ターミナル内	〃 5 - 1 - 30

設置箇所合計 72カ所

◎この他に簡易便所13カ所

区内の都立公園

浜離宮恩賜庭園

潮入の池と二つの鴨場を持つ代表的な江戸時代の大名庭園である。ここは寛永年代（1624～1644）までは将軍家の鷹狩場で一面芦原で、ここに初めて屋敷を建てたのは、4代将軍家綱の弟で甲府宰相の綱重である。承応3年（1654）綱重は将軍からこの場を賜り、海を埋め立てて、甲府浜屋敷と呼ばれる別邸を建て、その後綱重の子、家宣が6代将軍になったのを契機に、この屋敷は将軍家のものとなり、名称も浜御殿と改められた。以来幾度かの改修工事が行われ11代将軍家斉の時にほぼ現在の庭園の姿が完成した。

明治維新により皇室の離宮となり名前も浜離宮となった。その後関東大震災や戦災によって、御茶屋など数々の建造物や樹木が損傷し、往時の面影はなくなったが、昭和20年11月3日、都に下賜され整備の上、有料公開した。なお、昭和27年11月には「文化財保護法」に基づいて、国の特別名勝、特別史跡に指定された。総面積は250,215.72㎡である。

河 川

区内における一級河川は荒川水系の隅田川があり、神田川・日本橋川および亀島川が合流しながら、また月島川は隅田川から分流し、いずれも東京湾に注いでいる。二級河川は築地川・汐留川が指定されている。

河川の管理は都の所管となっているが、区は、その一部を「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の範囲内において河川の維持管理および河川の占用・使用の許認可事務を行っている。

都では、治水上はもちろん、船の安全な航行のため、川底の堆積土砂やヘドロのしゅんせつを実施している。

さらに、都は隅田川の水辺環境の創出と、洪水や高潮および大地震などに対する安全性の向上を目指し、緩傾斜型堤防などの整備を進めている。この堤防整備に先行して実施されるテラス整備を含めると、区内での完成率は約9割に達している。

船着場

船着場は、快適で潤いのある水辺空間やにぎわいを創出する舟運の拠点となるとともに、災害時における物資の円滑な水上輸送など防災機能の向上に資する施設であり、区では現在、3カ所の船着場を管理している。

- ・日本橋川常盤橋防災船着場
供用開始 平成12年度
場所 日本橋本石町二丁目1番先
形状 長さ43.1m 幅2.85m（2段構造）

晴海ふ頭公園・晴海緑道公園（海上公園）

東京の南東部に位置し、区部のほぼ3分の1の面積を有する葛西沖から羽田沖までの海域を都民の自然との触れ合いの場として保全し利用するために、従来の埋め立て地に計画されていた近隣公園の他に、海上公園を体系的に整備しようとする都の基本構想に基づき昭和47年を初年度として、昭和55年を完成目標に海上公園計画が決定された。

晴海ふ頭公園は都において、晴海地区の環境整備計画の一環として、従来の古いふ頭の合理化を図り、都民が港に親しみ、また浜離宮の森と景観的に一体となった緑豊かなふ頭公園として、昭和50年12月1日から一般に開放された。平成29年10月から公園改修工事のため休園していたが、令和4年10月に供用を開始した。面積は35,501.81㎡である。また、晴海緑道公園も、令和4年10月に供用を開始した。面積は34,021.17㎡である。

- ・日本橋船着場
供用開始 平成23年度
場所 日本橋一丁目9番先
形状 浮棧橋（長さ20m 幅6m バリアフリー対応）
- ・朝潮運河船着場
供用開始 平成22年度
場所 勝どき四丁目6番先
形状 浮棧橋（長さ60m 幅4.7m バリアフリー対応）
※令和5年5月15日移転

河川占用許可状況（令和6年度）

地 域 別	計	京橋地域	日本橋地域	月島地域
河 川 占 用	207件	67	114	26

◎定期更新分を含む。

一級河川荒川水系

河 川 名		区 間		延 長 (中央区 管 内)
		上 流 端	下 流 端	
合 計				10,120m
京 橋 地 域	計			3,310
	隅 田 川	左岸：北区志茂五丁目地先（荒川からの 右岸：〃 分派点岩淵水門）	東 京 湾	2,580
	亀 島 川	左岸：中央区新川一丁目地先（日本橋川から 右岸：〃 日本橋茅場町一丁目地先（の分派点）	隅 田 川 へ の 合 流 点	730
日 本 橋 地 域	計			5,450
	隅 田 川	左岸：北区志茂五丁目地先（荒川からの 右岸：〃 分派点岩淵水門）	東 京 湾	2,180
	神 田 川	左岸：三鷹市井の頭三丁目地先（井の頭水門） 右岸：〃	隅 田 川 へ の 合 流 点	510
	日 本 橋 川	左岸：千代田区三崎町三丁目地先（神田川からの 右岸：〃 飯田橋三丁目地先（分派点）	〃	2,300
	亀 島 川	左岸：中央区新川一丁目地先（日本橋川から 右岸：〃 日本橋茅場町一丁目地先（の分派点）	〃	460
月 島 地 域	計			1,360
	隅 田 川	左岸：北区志茂五丁目地先（荒川からの 右岸：〃 分派点岩淵水門）	東 京 湾	830
	月 島 川	左岸：中央区月島三丁目地先（隅田川からの 右岸：〃 勝どき一丁目地先（分派点）	〃	530

二級河川単独水系

河 川 名		区 間		延 長 (中央区 管 内)
		上 流 端	下 流 端	
計				1,650m
京 橋 地 域	築 地 川	左岸：中央区銀座八丁目地先 右岸：〃 築地五丁目地先（汐留川分派点）	東 京 湾	750
	汐 留 川	左岸：中央区銀座八丁目地先 右岸：港区汐留無番地先（汐留橋下流10m 先）	〃	900

東京港の高潮対策

低地対策事業の一環として、地盤沈下の著しい地域（江東地区、城北地区）および東京港に接する城南地区など周辺の低地域を高潮の災害から守るため、都は昭和9年に「総合高潮防御計画」を策定し、以後護岸かさ上げなどの護岸改修事業、恒久的な高潮対策としての外郭堤防修築事業などを実施してきた。

しかし、昭和34年9月名古屋地方に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風を契機として、東京港における従来の水害

対策と高潮対策を再検討し、昭和35年に新たに10カ年計画の「東京港特別高潮対策事業計画」を策定し、対象区域も江東デルタ地帯中心から東京港全域に広げることとなった。

ところが、昭和36年の第2室戸台風による被害が甚大であり、早急な整備が必要とされたため、東京港臨海部、特に江東、月島、晴海、港南の低地帯に対する高潮対策事業を10カ年計画の枠内で、昭和38年度を初年度として緊急3カ年計画をもって整備した結果、昭和40年度に最も危険度

の高い地域の一部について整備が完了した。その後、港南地区の一部と港地区外郭施設も完成した。

なお、月島・晴海両地区は昭和40年度に整備が完了している。

都は規則に基づき定期的な水門の点検を実施しており、地震時の震度が4の場合は状況に応じて、震度5弱以上または津波警報が発令された場合は直ちに全水門を閉鎖することになっている。

東京港ではこれまで、平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、大規模地震を対象とし

て、防潮堤・内部護岸などの耐震性を強化するとともに、水門や排水機場の耐震・耐水対策に取り組んできた。

こうした中、国が令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更したことや、令和4年12月に策定した「TOKYO 強靱化プロジェクト」における今後の方向性で示した、気候変動がもたらす影響への対応方針に基づき、令和5年3月に「東京港沿岸海岸保全基本計画〔東京都区間〕」を改定するとともに、同基本計画に基づき、令和4年度を初年度とした10カ年計画の「東京港海岸保全施設整備計画」を策定した。

外郭施設状況 令和6年4月1日現在（港湾局管内）

施設名	地区名	計	江 東				中 央		港		港 南	
	保守担当名		東 部						南 部			
	区域名		砂町	辰巳	豊洲	豊洲六	晴海	月島	竹芝	芝浦	品川	呑川
水 門		15カ所	1	2	2	—	1	2	2	2	3	—
排 水 機 場		2	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—
陸 こ う		21	—	1	—	—	1	1	5	13	—	—
逆 流 防 止 扉		26	—	—	2	—	1	3	1	4	15	—
防 潮 堤		37,301m	2,453	2,999	2,391	2,757	3,882	1,260	1,372	3,336	8,272	8,579

土木関連事業

駐車場

都心部では、自動車交通による道路の混雑や渋滞、買い物や荷さばき車の路上駐車により交通障害が生じている。

このため、道路交通の円滑化を図り、交通の利便と都市機能の維持や向上を目的として、駐車場の整備を図ってきた。

また、平成16年の「道路交通法」および平成18年の「駐車場法」の各法律の改正により、違法駐車を取り締まりが強化されるとともに、自動二輪車駐車場の整備が求められている。

路外駐車場

比較的長時間の駐車需要に対応するため設置され「都市計画法」に基づく都市計画駐車場、「駐車場法」に基づく大規模建築物の付置義務駐車場ならびに届出駐車場がある（届出駐車場については297頁参照）。

パーキング・メーター

道路上における無秩序な駐車を規制するとともに、地域の実情に応じた短時間駐車的需求に対応するため、道路幅員や交通量などを考慮して設置されている。

中央区警察署別パーキング・メーター駐車枠設置状況

署 別	台 数
計	2,390台
中 央	860
久 松	517
築 地	927
月 島	86

都市計画自動車駐車場現況

令和6年3月末現在

名称	区分	位置	面積	収容台数	構造
計			17.44ha	5,741台	
八重洲 (ヤエチカパーキング西)		八重洲一・二丁目、 千代田区丸の内一丁目各地内	1.62	290	地下1層
八重洲第1 (八重洲)		日本橋三丁目、京橋一丁目各地内	0.71	265	地下2層
八重洲第2 (ヤエチカパーキング東)		八重洲一・二丁目、日本橋三丁目、 京橋一丁目各地内	1.2	269	地下2層
汐留		銀座八丁目、港区東新橋一丁目各地内	1.13	455	地下2層
京橋 (銀座)		京橋三丁目、銀座一丁目、 八重洲二丁目、千代田区丸の内三丁目各地内	0.92	247	地上1層地下1層
江戸橋 (日本橋兜町)		日本橋一・二丁目、日本橋兜町各地内	1.16	939	地上2層地下2層
西銀座		銀座五～八丁目各地内	1.96	688	地下2層
昭和通り第1 (日本橋)		日本橋一～三丁目各地内	0.85	190	地下1層
昭和通り第2 (宝町)		日本橋三丁目、京橋一～三丁目各地内	0.79	190	
昭和通り第3 (新京橋)		京橋三丁目、銀座一～三丁目各地内	0.90	220	
昭和通り第4 (東銀座)		銀座五～八丁目各地内	0.80	180	
本町 (日本橋本町)		日本橋本町一・二丁目各地内	1.0	306	
白魚橋 (銀座一丁目)		京橋三丁目、銀座一丁目各地内	0.28	226	地上2層地下2層
東銀座 (銀座東)		銀座六丁目地内	0.47	70	地下1層
箱崎 (T C A T)		日本橋箱崎町、日本橋中洲各地内	1.2	404	地上2層地下1層
築地 (築地川第一)		築地四～六丁目各地内	0.3	231	地表式
蛸殻町 (ロイヤルパークホテル)		日本橋蛸殻町二丁目地内	0.43	186	地下2層
浜町公園 (浜町公園地下)		日本橋浜町二丁目地内	0.96	185	地下1層
銀座八丁目 (銀座地下)		銀座七・八丁目各地内	0.47	104	地下1層
銀座四丁目 (銀座四丁目公共)		銀座四丁目地内	0.29	96	地下2層

◎()内は営業上の名称

公有水面埋立事業

昭和30年代から40年代の著しい経済成長は、一面において工場排水、家庭雑廃水などの流入による都市河川の水質悪化をもたらした。また高速道路の建設などにより、河川としての機能が低下した水域がごみの不法投棄の場所となり、美観が損なわれていた。このため、道路、公園、駐車場などの都市施設を整備するとともに、美観の向上を目的

として、公有水面埋立事業が行われてきた（317頁参照）。
また、晴海二丁目、四丁目および五丁目各地先においては、晴海地区の開発整備に伴い、高潮、津波など水害から市街地を守るため、親水性を備えた防潮堤と緑地の確保を目的として、面積約51,566㎡の公有水面埋立事業が、都により行われてきた。背後地の開発などに併せ順次整備が進められ、平成26年3月までに、全て竣工した。

埋立箇所

埋立箇所	位 置	埋立免許取得 年 月 日	工事着工 年 月	完成年月	工事 主体	埋立面積	用 途
築地川	明石町11番先（堺橋上流端）間 築地七丁目18番先（明石橋下流端）間	昭和42年 7月14日	昭和42年 11月	昭和46年 10月	中央区	㎡ 15,028.02	公園敷地 道路敷地
桜川	八丁堀四丁目5番先（中ノ橋上流端）間 湊一丁目1番先（八丁堀橋下流端）間	昭和44年 1月30日	昭和44年 3月	昭和47年 2月	中央区	9,025.24	公園敷地 敬老館敷地
公有水面 （郵船堀）	日本橋箱崎町36番先	昭和47年 8月14日	昭和47年 12月	昭和48年 12月	中央区	914.5	—
箱崎川 浜町川	日本橋箱崎町2番先～日本橋中洲6番先 日本橋中洲2番先～日本橋箱崎町44番先 日本橋浜町二丁目11番先 日本橋蛸殻町二丁目10番先間	昭和43年 4月22日	昭和43年 8月	昭和49年 5月	首都高 速道路公 団	52,845.70	道路敷地
築地川 東支川	築地四丁目1番先（北門橋上流）間 築地五丁目1番先（市場橋上流端）間	昭和52年 6月3日	昭和52年 8月	昭和53年 3月	中央区	5,422.25	公園敷地 社会教育 会館敷地
桜川	八丁堀四丁目12番先間 湊一丁目8番先	昭和53年 6月20日	昭和53年 9月	昭和61年 1月	東京都	6,428.87	下水道敷地 道路敷地
築地川 東支川	築地四丁目6番先（市場橋上流端）間 築地五丁目2番先（小田原橋際）間	昭和57年 11月25日	昭和58年 2月	昭和60年 2月	中央区	5,347.62	道路敷地 駐車場敷地
佃川	佃三丁目6番先 月島二丁目2番先	昭和58年 8月25日	昭和58年 11月	昭和62年 4月	東京都	8,051.38	道路敷地
築地川 南支川 築地川 東支川	築地七丁目1番先（備前橋下流端）間 築地四丁目14番先（小田原橋下流端）間 築地四丁目14番先（小田原橋際）間 築地五丁目2番先	昭和59年 12月19日	昭和60年 3月	昭和62年 4月	中央区	9,600.09	道路敷地 駐車場敷地
朝潮運河 豊海入江	豊海町2番先 3番先	昭和59年 3月15日	昭和59年 5月	昭和62年 6月	中央区	18,001.16	緑地
築地川 東支川	築地六丁目27番先（小田原橋際）間 築地五丁目2番先（海幸橋下流端）間	平成3年 10月25日	平成3年 11月	平成10年 5月	中央区	2,709.05	住宅敷地 駐車場敷地 道路敷地
築地川 東支川	築地五丁目2番先（海幸橋際）間 築地六丁目20番先（築地川東支川水門際）間	平成4年 9月29日	平成4年 12月	平成6年 11月	東京都	5,397.81	卸売市場用地
豊洲・晴海 水際線	晴海二丁目3番先間 晴海四丁目3番先	平成11年 5月21日	平成11年 8月	平成18年 9月	東京都	21,265.12	緑地
豊洲・晴海 水際線	晴海二丁目3番先間 晴海二丁目1番先	平成11年 5月21日	平成11年 8月	平成19年 9月	東京都	8,530.01	緑地 ふ頭用地
豊洲・晴海 水際線	晴海四丁目1番先間 晴海五丁目13番先	平成11年 5月21日	平成11年 8月	平成26年 3月	東京都	21,771.44	緑地

公有水面の活用

都市の中の貴重な自然である運河・河川を活用し、親水性や水辺の回遊性に配慮した水辺環境の整備を図っている。

平成18年4月に策定した「中央区水辺利用の活性化に関する方策」においては「水辺の整備」「水辺の環境改善」などのテーマごとに現状と課題を整理するとともに、これを踏まえた方策を推進している。

また、令和5年7月に策定した「中央区水辺環境の活用構想」を実現するために、水辺を中心とした自然や憩いの場の確保、にぎわいのある空間の創出など、水辺環境のさ

らなる整備に向けた検討を実施している。

朝潮運河

誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備するため、都の耐震護岸工事と連携しながら親水公園の整備を進めている。平成21年12月以降、晴海三丁目、月島二丁目、晴海五丁目（東側）前、晴海一丁目、令和5年8月には、勝どき四丁目、令和6年2月には晴海五丁目（西側）前で整備し、供用を開始している。

また、地域住民、NPOなどの民間団体により「朝潮地区運河ルネサンス協議会」が設立され、運河の魅力やにぎわいの創出を目的とした取り組みが始められており、区も

これらの活動に対して支援を行っている。

区内主要事業

都市高速道路

人口・産業・経済の集中や生活圏の広域化などに伴い、東京圏の自動車交通量は高い水準で推移し、特に交差点の交通渋滞は広域的に悪化している。

このような交通状況の改善対策として、交差点の立体化や交通規制などがなされてきたが、深刻化する交通渋滞を大幅に緩和し、広域的な都市活動を支える交通網を形成するため、一般街路と分離した平面交差のない高架または地下の自動車専用道路が計画された。

当初は8路線2分岐線、延長約71kmに及ぶ都市高速道路網が昭和34年8月18日に都市計画決定された。その後新路線の追加、既定路線の延伸などの計画変更があり、令和7年4月現在、都市計画決定されている路線は18路線3分岐線、延長は約222kmである。

1 1号線

羽田空港から日本橋本町間は昭和39年8月に開通しており、本町二・四丁目地先の高架橋460mも同44年5月31日に完成し、これにより羽田三丁目神奈川県境から上野駅付近まで全線開通となった。

2 4号線

東京駅八重洲口広場下の駐車場建設と同時に施工し、450mについて昭和42年2月1日に着手し、同44年3月31日に竣工した。

なお、中央区八重洲二丁目付近から千代田区大手町付近間は、昭和48年2月15日開通し、これで全線開通となった。

3 4号線分岐線

日本橋本石町一丁目付近から同兜町付近まで全線開通している。

4 6号線

日本橋小網町から同蛸殻町一・二丁目を経て、同浜町一～三丁目地先の高架橋2,874mを昭和41年12月16日着手、同46年3月21日をもって全線開通している。

5 9号線

日本橋箱崎町から湾岸線取付部分間約5.8kmについて、昭和40年3月に計画決定がなされ、同46年3月に事業決定を行うとともに事業に着手し、同55年2月5日全線開通した。

6 晴海線

湾岸線江東区有明付近から江東区豊洲、晴海、勝どきを経て1号線の築地付近まで約5.1kmについて、平成5年7月に計画決定がなされた。そのうち、有明付近から晴海付近間約2.7kmについては同14年2月に事業決定され、有明から豊洲間が同21年2月11日に、豊洲から晴海間が同30年3月10日に開通した。その後、令和5年12月18日に一部区

間を廃止する都市計画変更がなされた。

7 首都高速道路日本橋区間地下化

日本橋上空の首都高速道路は、1963年の開通から半世紀以上が経過し、老朽化による更新が必要とされてきたことから地下化の検討が行われてきた。構造物の長期的な安全性や車道空間の確保による走行性の向上、江戸橋ジャンクション周辺の交通状況の改善、さらに歴史や文化を踏まえた日本橋の顔づくりに向け、令和元年10月11日に都市計画が決定された。

その後、令和2年4月30日に事業認可がされ、11月から各地下埋設企業者による移設工事に着手し、令和6年3月に呉服橋出入口と江戸橋出入口の撤去が完了し、令和7年4月5日に高速八重洲線の長期通行止めを実施した。現在、地下ルートと干渉する高速都心環状線の既設橋脚を事前に撤去するため、既設上部工を受替える仮受橋脚の設置工事などが行われている。

事業区間：千代田区内神田二丁目～中央区日本橋小網町
延長：約1.8km

8 新京橋連絡路（地下）の新設

首都高速道路日本橋区間地下化に伴い、江戸橋ジャンクションの都心環状線連絡路を廃止し、都心環状線を利用する車を八重洲線に転換することとした。八重洲線と接続する東京高速道路（KK線）は、大型車の通行に対応していないことから、「首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会」において、新たな都心環状ルートとなる新京橋連絡路（地下）の整備案が示され、令和5年12月18日に都市計画決定、令和6年6月18日に事業が認可された。

事業区間：中央区新富二丁目～八重洲二丁目

延長：約1.1km

9 箱崎バスターミナル（シティエアターミナル）

都市間高速道路および幹線道路網の整備の進展に伴い、長距離バス路線の運行や空港～都心間の連絡路線など旅客輸送体系の転換が生じている。こうした中、都市交通の円滑化と都市生活環境保全、大型車乗り入れ規制やバス発着場の集約化を行うための都市計画施設がバスターミナル施設である。

区における施設としては、都市高速道路6号線と9号線を結ぶインターチェンジ部分を活用して、箱崎バスターミナルが昭和53年5月の成田空港の開港と同時に本格開業した。

都市鉄道

東京圏においては、公共交通、自動車交通の混雑が著しく、特に都心部においては、中枢管理機能をはじめ各種の業務機能の集中により慢性的な交通混雑を呈している。

また、郊外と都市部を結ぶ放射状の交通機関の混雑も激しく、これらの抜本的解決を図るためには、安全、確実、迅速かつ大量輸送のできる都市鉄道の一層の整備が求めら

れている。

このため運輸政策審議会は、昭和60年および平成12年に「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」を運輸大臣に答申し、計画に基づく整備が行われてきた（都市高速鉄道の現況については320頁参照）。

その後、平成28年4月に交通政策審議会は、令和12年ごろを念頭に置いた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を国土交通大臣に答申し、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿およびその姿を実現する上で意義のあるプロジェクトを示した。

なお、区では、鉄道駅のバリアフリー経路について、駅を利用する全ての人の利便性と安全性の向上のため、ホームから地上までのエレベーター設置を事業者に働きかけており、令和7年4月現在、26駅（JRを含む）において、確保されている。

1 地下鉄12号線（大江戸線）

大江戸線は、新宿副都心を起点として春日、上野御徒町、蔵前、森下、月島、大門、青山一丁目、新宿に戻る環状部とこれより東中野、練馬を経て光が丘に至る放射部からなる延長約41kmの路線である。

このうち、放射部（約13km）については、昭和59年8月に都市計画決定され、練馬～光が丘間が平成3年12月10日に開通し、続いて新宿～練馬間が、同9年12月19日に開通した。

また、環状部（約28km）については、平成3年5月13日に都市計画決定され、同12年12月12日に全線開通した。区内には、月島・勝どき・築地市場駅の3駅が設置された。

開通後、周辺開発などにより乗降客数が大幅に増加した勝どき駅については、混雑緩和と利便性の向上を図るためホームの新設やコンコースの一体化、出入り口の増設が行われ、平成31年2月に供用開始された。

2 都心部・臨海地域地下鉄（臨海部～銀座～東京）

平成26年度から区が調査・検討を進めてきた都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線が、同28年4月に公表された交通政策審議会答申において「都心部・臨海地域地下鉄構想」として位置付けられた。

答申以降、本路線の早期実現を目指し、区内沿線地域の町会などの地元団体、区、中央区議会都心・臨海地下鉄新線整備促進議員連盟は、地域の方々が一致団結し、共に行動し、機運を高めるために、令和6年11月に7回目となる「都心・臨海地下鉄新線推進大会2024」を開催した。

区では、令和2・3年度に近年の開発動向や平成26・27年度の調査を踏まえた最新の輸送需要を推計し、収支採算性の検討および費用便益の分析を行い、検討の深度化を図った。

こうした中、令和3年7月の交通政策審議会答申において、同構想が「事業化に向けて関係者による検討の深度化

を図るべきである」と示された。さらに、答申を踏まえ、事業計画の検討を行うため、同年9月に都は「都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画検討会」を設置し、令和4年11月に「都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画案」を公表した。その後、令和6年2月に都は、「事業化に向けた事業計画の検討に係る合意」について公表した。

都による事業計画の検討が進むなか、地域の実情に即した利便性の高い地下鉄となるよう、引き続き、「都心・臨海地下鉄新線検討調査」の実施により、区としての考え方を取りまとめ、国や都に働きかけていく。

また、令和6年12月に設立された「つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続事業化促進期成同盟会」への参加により、両路線の接続事業化の検討を加速させ、都心部・臨海地域地下鉄のさらなる早期実現を目指していく。

下水道事業

下水道は、日々の暮らしや経済活動によって汚れた水を浄化し、川や海に戻すことで、快適な生活環境と都市の水循環を支えている。また、宅地や道路などに降った雨水を速やかに排除して、市街地を浸水から守る役割を担っており、都市の活動やそこに暮らす人々の生活になくてはならない重要なインフラである。

東京都下水道局では、下水道の基本的な役割を担い続けるとともに、長期的な視点に立って下水道サービスのさらなる向上を図るため、令和3年度から5年間の事業運営の指針となる「経営計画2021」を策定した。

この計画では、「お客さまの安全を守り、安心して快適な生活を支える」「良好な水循環と環境負荷の少ない都市の実現に貢献する」「最少の経費で最良のサービスを安定的に提供する」の三つを経営方針として掲げている。

都下水道局は、この経営方針の下、老朽化施設の再構築や浸水対策、震災対策、合流式下水道の改善、高度処理、エネルギー・地球温暖化対策などに必要な施設の整備を確実に進めるとともに、維持管理の充実に努めている。

区内の下水道は大正末期から敷設が始まり、特に日本橋、京橋地域については、早い時期から普及が進んだ。

近年、激甚化・頻発化する豪雨に対する取り組みの強化が必要とされる一方で、水辺環境への関心の高まりや地球環境保全への貢献が強く求められている。

このため、区内においては、老朽化対策や雨水排除能力の増強を図る管きよの再構築をはじめ、雨天時の河川や海に放出される汚濁負荷量の削減を図る合流式下水道の改善、浸水に対する安全性を向上させるための地下街対策や浸水対策幹線の整備が行われている。

また、震災時の避難所における下水道機能の確保や緊急輸送道路を確保するため、マンホールと下水管の接続部の耐震化（非開削工法）やマンホールの浮上抑制対策（非開

削工法)を実施している。

都市高速鉄道（地下鉄）現況

都市計画決定内容				区内の駅 (鉄道名)
路線名	起 点	終 点	主な経過地域	
第1号線 本線	大田区 西馬込2	墨田区 押上1	大田区西馬込2、品川区東五反田1、港区高輪2、新橋2、 中央区日本橋1、台東区浅草橋1、駒形1、墨田区押上1	東日本橋駅、人形町駅、 日本橋駅、宝町駅、 東銀座駅 (都営浅草線)
第2号線	目黒区 上目黒2	足立区 日ノ出町	渋谷区恵比寿南1、港区六本木6、虎ノ門5、 千代田区霞が関2、中央区銀座4、日本橋茅場町1、 千代田区神田佐久間町1、台東区東上野3、荒川区南千住4	小伝馬町駅、人形町駅、 茅場町駅、八丁堀駅、 築地駅、東銀座駅、 銀座駅 (東京メトロ日比谷線)
第3号線	渋谷区 道玄坂1	台東区 三ノ輪1	港区北青山2、赤坂3、新橋2、中央区銀座4、日本橋1、 千代田区神田須田町1、台東区東上野5、浅草1	日本橋駅、三越前駅、 京橋駅、銀座駅 (東京メトロ銀座線)
第4号線 本線	豊島区 西池袋1	杉並区 荻窪3	池袋、茗荷谷、御茶の水、大手町、銀座、霞が関、赤坂見附、 四ツ谷、新宿、新中野、南阿佐ヶ谷、荻窪、中野坂上、 中野富士見町、方南町	銀座駅 (東京メトロ丸の内線)
第5号線	中野区 中野3	千葉県 船橋市 山野町	新宿区高田馬場1、西早稲田1、千代田区飯田橋4、大手町2、 中央区日本橋1、日本橋茅場町1、江東区門前仲町1、東陽4、 江戸川区中葛西5、千葉県浦安市北栄1、市川市富浜1	日本橋駅、茅場町駅 (東京メトロ東西線)
第8号線 本線	練馬区 練馬1	江東区 新木場1	練馬区小竹町2、豊島区西池袋1、文京区大塚5、 新宿区神楽坂1、千代田区九段北4、永田町1、有楽町1、 中央区銀座1、新富2、江東区豊洲2	銀座一丁目駅、 新富町駅、月島駅 (東京メトロ有楽町線)
第10号線	世田谷区 給田3	江戸川区 篠崎町1	世田谷区南烏山3、松原1、渋谷区笹塚1、代々木2、 新宿区市谷本村町、千代田区九段北2、岩本町3、 中央区日本橋浜町2、江東区森下1、墨田区菊川3、 江東区住吉1、江戸川区小松川1、西瑞江3	馬喰横山駅、浜町駅 (都営新宿線)
第11号線	世田谷区 玉川1	墨田区 押上1	世田谷区用賀4、桜新町2、上馬4、太子堂2、池尻3、 渋谷区道玄坂2、港区南青山5、南青山1、千代田区永田町2、 麴町2、九段北1、神田神保町2、大手町1、 中央区日本橋室町1、日本橋蛸殻町2、江東区白河1、住吉2、 墨田区錦糸1、業平3	三越前駅、水天宫前駅 (東京メトロ半蔵門線)
第12号線	新宿区 西新宿2	練馬区 光が丘7	新宿区西新宿1、新宿7、若松町、原町1、笹方町、 文京区後楽2、小石川1、本郷4、台東区上野4、元浅草1、 寿3、墨田区横網1、江東区森下1、白河1、門前仲町2、 中央区月島1、勝どき2、築地5、港区東新橋1、浜松町2、 東麻布1、麻布十番1、六本木4、元赤坂2、新宿区霞ヶ丘町、 渋谷区代々木1、代々木2、中野区中央2、新宿区上落合2、 西落合3、中野区江原町3、練馬区練馬4、春日町3	築地市場駅、月島駅、 勝どき駅 (都営大江戸線)

東京都第一建設事務所

所在地 明石町 2 - 4
庶務課 ☎ (3542) 0682
管理課 ☎ (3542) 1472
用地課 ☎ (3542) 0152
工事課 ☎ (3542) 1292
補修課 ☎ (3542) 3722

東京都第一建設事務所は、千代田・中央・港の都心3区の都道と河川の整備、維持管理を所掌している。

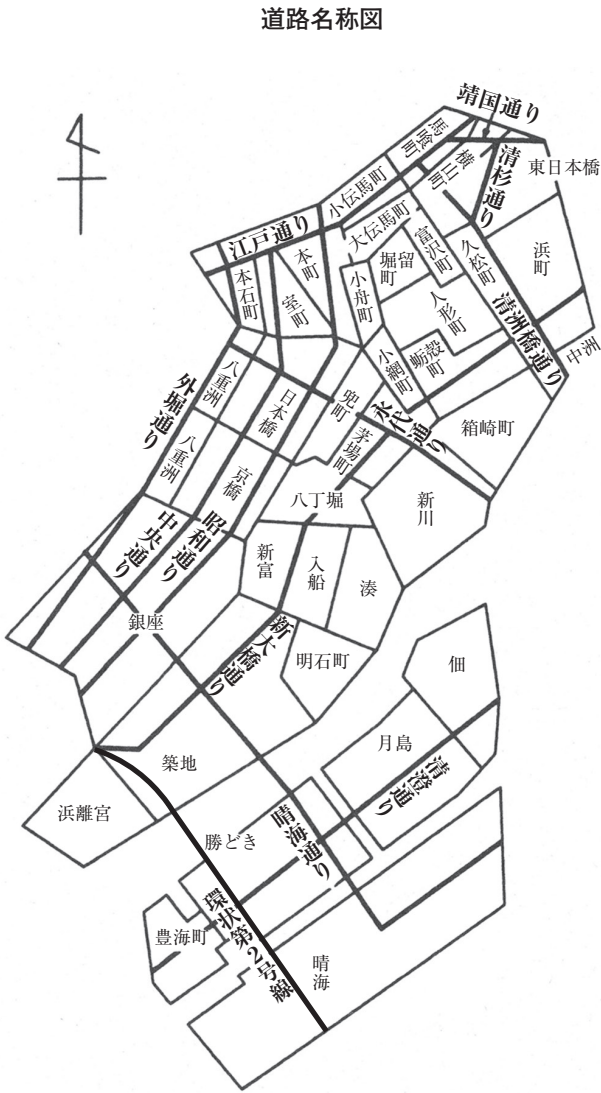
中央区において、令和7年度の各事業は次のとおりである。

道路整備では、臨海部と都心部との交通ネットワークの強化、地域交通の円滑化を図るとともに、地域の防災性の向上に寄与する環状第2号線の整備を進め、令和4年12月に全線開通した。

道路維持管理では、道路を常に良好な状態に保ち、安全で快適な通行を確保するため、外堀通りなどで路面補修工事を実施する。

また、橋りょうでは、勝鬃橋の長寿命化工事などを実施する。

河川の維持管理では、良好な河川環境の維持・確保のため、前年度同様、隅田川、日本橋川、亀島川など水面清掃を実施する。なお、隅田川テラスについては、関係機関と連携し整備を進めるとともに、適切な維持管理を行う。



中央区管内都道延長・面積現況 令和6年4月1現在

種別・番号		路線名	起 点	終 点	延 長	面 積
合 計		12路線			m 21,822	m ² 841,443
主要地方道 計		5路線			13,037	528,061
主要地方道	10	東京浦安	日本橋一丁目	江東区永代一丁目	1,514	54,139
〃	50	東京市川	銀座八丁目	江東区新大橋一丁目	4,004	143,186
〃	302	新宿両国	新宿区市谷田町一丁目	日本橋馬喰町一丁目	153	5,449
〃	304	日比谷豊洲埠頭東雲町	千代田区有楽町一丁目	江東区豊洲二丁目	4,126	182,219
〃	316	日本橋芝浦大森	日本橋本町三丁目	品川区東品川二丁目	3,240	143,068
特例都道 計		7路線			8,785	313,382
特例都道	405	外濠環状	港区新橋一丁目	港区新橋二丁目	2,585	91,534
〃	407	丸の内室町	千代田区丸の内二丁目	日本橋室町三丁目	247	6,739
〃	408	八重洲宝町	八重洲一丁目	京橋一丁目	366	16,203
〃	463	上野月島	江東区越中島一丁目	勝どき一丁目	2,394	77,399
〃	473	新富晴海	新富二丁目	晴海一丁目	2,012	84,775
〃	474	浜町北砂町	日本橋浜町三丁目	江東区清澄一丁目	567	14,896
〃	475	永代葛西橋	江東区佐賀一丁目	日本橋箱崎町	614	21,836

土
木

地下自動車道の現況（都道）

地域	名 称	路 線 名	位 置	延 長	有効幅員	高 さ
京 橋	東銀座地下自動車道	主要地方道 316	銀座一丁目～六丁目	m 702.2	m 13.00	m 4.7
	宝 町 〃	〃 316	京橋二丁目～銀座一丁目	329.2	13.00	4.7
日 本 橋	八重洲 〃	〃 316	日本橋三丁目～京橋一丁目	322.0	13.00	4.7
	江戸橋 〃	〃 316	日本橋一丁目・二丁目	323.9	13.00	4.7

地下歩道の現況（都道）

地域	名 称	路 線 名	位 置	延 長	有効幅員	高 さ
京 橋	銀座地下歩道	主要地方道 304	銀座四丁目・五丁目	m 165.0	m 9.00	m 2.1～2.4

地下横断歩道の現況（都道）

地域	名 称	路 線 名	位 置	延 長	有効幅員	高 さ
日 本 橋	本町地下横断歩道	主要地方道 316	日本橋本町二丁目	m 74.7	m 1.5～3.0	m 2.5
	あやめ橋 〃	特例都道 474	日本橋浜町三丁目 ～日本橋中洲	43.2	3.1	2.5

都道の街路樹現況

計	5,130本
---	--------

都道の中央分離帯・歩道緑地帯現況

施 設 名	面 積
計	36,499㎡
中 央 分 離 帯	9,276
歩 道 緑 地 帯	21,249
そ の 他	5,974

取り締まり状況（令和6年度）

取り締まり物件	撤 去 件 数
立 看 板	0 枚
ポ ス タ ー	7 枚
そ の 他（自 転 車 な ど）	17台
取り締まり回数	200回

道路占用種別許可状況（令和6年度）

種 別	件 数
計	4,812件
広告（看板など）	1,998
工事（足場・仮囲・材料置き場など）	563
露店（靴磨き・宝くじ売場など）	58
公益事業（電柱・ガス管・変圧など）	1,052
その他	1,141

隅田川河川占用許可・承認処理状況（令和6年度）

許 可 承 認 内 容	計	新規	継続
計	62件	28	34
自 費 工 事（20条）	0	0	0
土 地 占 用（24条）	38	4	34
工作物設置（24・26条）	17	17	0
土地形状変更（27条）	0	0	0
権 利 譲 渡（34条）	0	0	0
保全区域内行為（55条）	7	7	0
国 の 特 例（95条）	0	0	0